

令和7年8月7日
米子市地域密着型サービス
運営委員会
資料 1

地域密着型サービスの概要について

米子市福祉保健部 長寿社会課
介護保険第二担当

介護保険サービスの全体像

要支援・要介護認定を受けた方が利用できる介護保険サービスには以下のサービスがあり、サービスを提供する事業所は、都道府県または市町村等の指定を受ける必要があります。

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督	市町村が指定・監督
介護給付 要介護者	◎居宅介護サービス 【訪問系】訪問介護、訪問看護、訪問リハなど 【通所系】通所介護、通所リハ 【短期入所】短期入所生活介護など 【入居系】特定施設入居者生活介護 【その他】福祉用具貸与など ◎施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院	◎居宅介護支援 ◎地域密着型介護サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）
予防給付 要支援者	◎介護予防サービス 【訪問系】訪問看護、訪問リハなど 【通所系】通所リハ 【短期入所】短期入所生活介護など 【入居系】特定施設入居者生活介護 【その他】福祉用具貸与など	◎地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

※上記のほか、要支援認定者・事業対象者等が利用できる介護予防・日常生活支援総合事業もあります。

地域密着型サービスの特徴

1. **住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として、平成18年4月介護保険法改正により創設。**
2. **各サービス詳細について**
➢パンフレット「あんしん介護保険」の21～23ページを参照
3. **原則として、その市町村の住民のみが利用できます。**
4. **指定・指導監督は、施設所在地の市町村が行います。**
5. **市町村ごとに施設整備方針を定め、必要に応じ、公募による指定や、総量規制を行うことができます。**
➢令和6～8年度（第9期介護保険事業計画）は公募や総量規制は行いません。
6. **市町村独自の指定基準・報酬設定をすることができます。**
➢市町村の条例改正が必要
7. **地域密着型サービス運営委員会、運営推進会議といった地域住民等が関与する仕組みがあります。**
➢地域密着型サービス運営委員会について（次ページ）

米子市地域密着型サービス運営委員会について

1. 適正な事業所運営の確保、サービスの質の向上等を図るため、地域密着型サービスまたは介護予防支援の新設等に際し、本委員会にて意見徴取を行います。

【意見聴取にあたっての着眼点】

利用者または地域への影響、運営上の懸念点、サービスの質の向上等について、利用者目線あるいは事業所目線を中心にご意見をお願いいたします。

※指定の可否を判断するものではありません。

※介護予防支援は令和6年4月の法改正により居宅介護支援事業者も指定を受けることができるようになり、本委員会での意見聴取を行うこととなりました。

介護保険法（根拠法令）

【介護保険法第78条の2】

市町村長は、地域密着型サービスの指定を行おうとするとき、又しないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【介護保険法第115条の22】

市長村長は、介護予防支援の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2. その他、以下のような事項を議題とし、意見徴取を行うことがあります。

- ・市の施設整備方針に関すること
- ・サービスの指定基準・介護報酬に関すること
- ・公募事業所の審査等（令和6～8年度は行いません）

3. 開催時期は6月、10月、2月を目安に年に3回の固定開催を基本としています。

（その時期に議題がない場合は、開催しません）

別添：米子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱 参照